潮 監 第29-5号 平成29年3月29日

潮来市長原浩道様

潮来市議会議長 今 泉 利 拓 様

潮来市監查委員 塚 本 勝

潮来市監査委員 笠 間 丈 夫

行政監査(準公金)の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出します。

【監査結果報告】

第1		監	査の	テ	_	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2		テ・	-7	()	選	定	理	由	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第3		監	査の)対	象	及	び	範	囲	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第4		監	査の) 期	日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第5		監	査の	主	な	着	眼	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第6		監	査の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第7		監	査の)結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	Ē	調査	[票	及	び	提	出	資	料	に	ょ	る	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(]	1)	調査	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2	2)	調査	C結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
			r	寸	体	(T)	分	類								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		-	1	寸	体	(T)	設	₩.	経	過	年	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		1	ウ	寸	体		と	0	補	助	率	及	び	繰	越	率	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		3	工	聉	員	0)	担	当	年	数							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		7	オ	現	金	(T)	取	り	扱	<i>(</i>)	に	つ	Į,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	3	見地	也調	査	及	び	聞	き	取	り	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(]	1)	調査	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2	2)	調査	C結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
			7	準	公	金	0)	管	理	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		-	1	出	納	事	務	に	つ	<i>(</i>)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		1	ウ	経	理	事	務	に	つ	<i>(</i>)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		3	工	準	公	金	寸	体	0)	あ	り	方	に	つ	<i>(</i>)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		監	查委	員	(の	意	見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
参考	資	料		準	公	金	団	体	_	覧	表	•				•	•														8

平成28年度行政監査の結果について

【監査結果報告】

第1 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

第2 テーマの選定理由

市の執行する事務において、行政運営上の必要から潮来市財務規則および潮来市 水道事業会計規定の適用を受けない、団体や協議会・私人に属する現金等の経理を 行っている場合が多くみられる。

こうした準公金は、正式な会計処理を行う公金と違い、財務・経理上の審査といった会計のチェックを受けないことから、内部統制の点においてリスクの高い事務となっている。

潮来市では平成 28 年 9 月 30 日に潮来市準公金取扱要綱が定められたところであり、事件・事故の防止と市民の信頼を得るため、公共性の高い協議会等資金について監査を実施した。

第3 監査の対象及び範囲

- (1) 潮来市準公金取扱要綱第2条第1項に規定される協議会等資金
- (2) (1)に該当する準公金の平成28年4月1日から12月31日までの経理事務

第4 監査の期日

予備監査 平成29年2月1日から平成29年2月24日

本監査 平成29年3月8日

第5 監査の主な着眼点

- 1団体の現金等の管理は適正か。
- 2団体の経理事務のチェック及びその体制は適切か。
- 3団体にとって必要な諸規定は制定されているか、またその内容は適正か。
- 4本市職員が団体の経理事務を行う必要性はあるか。

第6 監査の方法

団体における準公金の取扱状況等に関する事前調査を行い、その結果から各団体の事務局に対し決算関係書類及び出納関係書類の提出を求めた。また、実地調査及びヒアリング行い、準公金取扱いの実態を確認した。

第7監査の結果

1 調査票及び提出資料による調査

(1)調査方法

各課(室・局)に対し、調査票を送付し、準公金の有無及び管理状況を確認した。 また、各準公金に関わる資料の提出を求め、内容を精査した。提出を求めた資料 は以下のとおりである。

- ①平成28年度予算書·事業計画書(総会資料等)
- ②平成28年4月1日から12月31日までの出納簿、通帳の写し
- ③団体の規約・会則等
- ④前年度(平成27年度)決算書
- ⑤平成28年度分補助金申請関係文書

なお、近隣自治体等で構成され、事務局を市ごとに持ち回りとしている公共的団体については、調査時点で事務局が他市にあるなど、資料の提出が困難なことから、提出を求めていない。

(2)調査結果

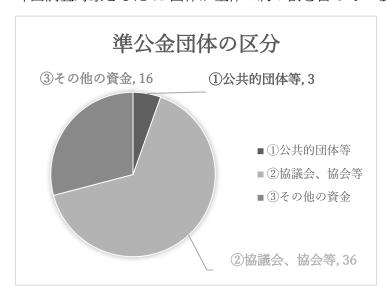
提出された調査票を集約した結果は下表のとおりである。準公金を所管するのは 15の部署で、取扱う団体等の数は55件となっている。

【準公金取扱数】

課(室・局)名	①公共的団体等	②協議会、協会等	③その他の資金	計
総務課		6 団体	1件	7
秘書政策課		2 団体		2
社会福祉課	1 団体	1団体	1件	3
子育て支援課			1件	1
高齢福祉課		2 団体		2
環境課	1 団体	2 団体		3
産業観光課		14団体	2件	1 6
都市建設課	1 団体	2 団体		3
上下水道課		1団体		1
生涯学習課		6 団体		6
農業委員会			1件	1
議会事務局			2件	2
延方幼稚園			2件	2
うしぼり幼稚園			1件	1
潮来保育所			5件	5
計	3 団体	36団体	16件	5 5

ア 団体の分類

準公金の分類については、①公共的団体が3団体、②協議会、協会等が36団体で、 今回調査対象とした39団体が全体の約7割を占めている。



③その他の資金は、各団体における委員等の懇親旅行の積み立てのほか、保育園、幼稚園におけるPTA会費等の実費であり、今回の監査においな対象としていないが、職員が準公金を取り扱うことのリスクは同様であり、取扱要綱に沿った事務処理を行うよう要望するものである。

イ 団体の設立経過年数



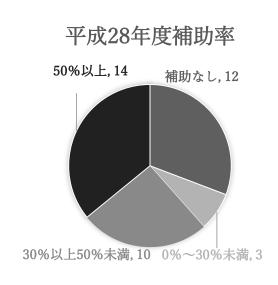
今回監査の対象とした協議会等の団体の設立年数は左表の通りである。市政施行時点で新設・再編成された団体も多く、10年~20年未満の団体が多数を占める。

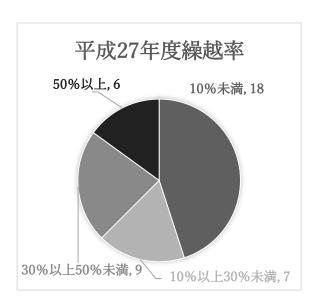
設立から40年以上が経過している団体が11団体あるが、設立以来ずっと事務局が市に置かれ、市職員が準公金を取り扱っている。

準公金取扱要綱には、準公金は原則として職員が取り扱わないことが記され、やむを 得ない場合にのみ例外的に取り扱うもので、所属長は取り扱いの見直しに努めるとされ ているが、団体の自主運営を検討していると回答のあった団体は1団体のみで、事務局 を市に置くことが常態化していることがうかがえる。

なお、今回監査の対象とした 39 団体のうち、団体の規約のないものは 2 団体、事務局を市に置くこととはしていない団体は 10 団体あった。

ウ 団体ごとの補助率及び繰越率

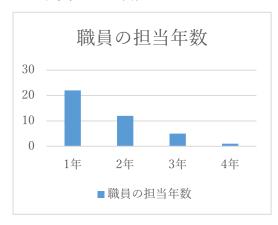




39 団体のうち、市からの補助金を受けている団体は27で、団体の予算に占める補助金の割合が50%を超えている団体が約3分の1を占める。これは、多くの団体が公共的性質を持つと同時に、市の政策により設立されていることを表している。

一方、各団体の予算に占める繰越率は右表のとおりで、6団体が予算の50%以上を次年度に繰り越している。

エ 職員の担当年数



職員が団体の準公金を担当している年数は、 左表のとおりとなっている。ほとんどが1年、 もしくは2年となっており、同じ担当者が4 年を超えて事務を継続している団体はない。

準公金の取扱いにおける事故では、一般的 に担当年数が長くなる程リスクが高まる傾向 にあることから、定期的に担当を変えること は望ましい。

一方で、職員の経験不足による過失・事故も

起こり得るため、所属長や準公金管理者による指導、助言等のサポート体制を手厚くすることが必要と思われる。

オ 現金の取り扱いについて

調査票により現金の保管者及び保管場所についての回答を求めたところ、必要な時の み現金で所持し、不要な現金は速やかに金融機関に入金するなど、調査時点ではすべて の団体で現金を持っていないとの回答があった。

2 現地調査及び聞き取り調査

(1)調査方法

3 9 団体のうち、事務局を市町村の持ち回りで実施している団体を除く 3 6 の団体について、通帳および印鑑、現金の保管等について確認を行うとともに、帳票類の保管、事務執行の実態についてヒアリングを行った。

(2)調査結果

準公金の取扱いについては「潮来市準公金等取扱事務処理要領」(以下「要領」という。) が、平成28年9月から施行され、事務の適正化に向けた取組みが始まった。

今回、市職員が事務局を持つ団体の準公金が適正に取り扱われているかを目的に、準公金の取扱いをテーマとして行政監査を実施した結果、各団体の準公金の取扱状況はおおむね適正に行われていたが、次のような検討、改善を要する事例が見受けられた。

ア 準公金の管理について

要領では、預金通帳および印鑑について、施錠が可能な場所に別々に保管しなければならないと規定しているが、印鑑を施錠可能な場所に保管していない団体が1団体、通帳を事務担当者が保管している団体が8団体あった。盗難・紛失等の事故のリスクを考慮し、直ちに改められたい。また、今回の監査に合わせて施錠できる金庫を設け、管理方法を見直した課があった。

なお、監査対象(12月31日)時点の各団体の通帳残高の合計は23,226千円 となっている。

イ 出納事務について

出納状況について確認したところ、要綱制定後に、要綱に標準様式として示された出納簿及び収入票、支出に変更した団体が33団体、団体で独自に様式の定めのある団体が2団体、次年度より標準様式に改めるとした団体が2団体あった。

収入票・支出票については、1団体で準公金管理者の決裁印のないものが多く見受けられた。また、団体の長の決裁を受けることについては要綱に定められていないことから、決算時にまとめて決裁を受けている団体が見受けられた。

なお、要領では年2回以上定期的に会計に関する証拠書類を点検する事となっているが、口頭による報告以外、点検をしたことの裏付けは出来ない状況となっている。

ウ 経理事務について

高額な契約・購入については要綱に示されていないが、ほとんどの団体において契約 書を必要とする規模の事務を行っていなかった。2つの団体で事務執行に関する規則が 定められており、予算規模が大きい団体については、契約書や請書を取り交わすなど潮 来市財務規則に準じた取扱いを行っていた。

このほか、特定の事業を団体の経理と分離し、特別会計として実施していた団体が 1件、団体内部で別会計を設け、通常の会計とは別の通帳で旅行資金や修繕費等を管理 している団体が 2 件あった。団体内に別会計を作ることについては要綱に定めがない が、団体内に自由に別会計を作成できる状況であることを考慮し、管理上一層の注意を 願いたい。

エ 準公金団体のあり方について

要綱では職員はやむを得ない場合に準公金を取り扱うもので、課長職の職員は各団体において自主運営するよう見直しに努めることとされているが、市が事務局を担い続ける必要性について検討している団体は1団体のみであった。

このほか、監査時点で次年度よりなくなることの決まっている解散が1団体、事業が終了し、活動実態がない団体が2団体あった。要綱に定めはないが、団体の解散等に伴う準公金の取り扱いについても適正に行われるよう留意されたい。

監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、 意見を提出します。

今回、昨年7月に発覚した職員による準公金の不適切な取扱いに関し、9月に「潮来市準公金取扱要綱」が制定されたことに伴う監査を実施しました。(以下要綱という。) この要綱で定められた主要なポイントは、1)市職員が準公金を取り扱うことに関する位置づけ、2)現金、通帳、印鑑等の保管、3)準公金の管理体制となります。

- 1)要綱第3条では「職員は、準公金を取り扱わないものとする」と原則を定めています。現状は「やむを得ない場合で」という例外規定の要件を満たすことで、職員が準公金を取り扱っていますが、要綱第4条1項に「各種団体の自主運営能力の育成等により会計事務の移譲を図る」と定められており、取り扱い見直しの成果に期待します。
- 2)要綱第4条3項では現金・通帳および印鑑等の保管について定められているところですが、保管場所の鍵の管理や、通帳を担当者が施錠せずに保管しているなど、要綱に沿わない点が見受けられました。準公金管理者及び所属長による点検を行い、不備の点は早急に改善をしてください。
- 3)要綱第6条1項3号では会計書類の点検を年2回以上準公金管理者が行い、所属長に報告することが定められています。所属長止まりの報告でなく全庁内を確実に点検されたかをチェックする体制、現金を取り扱う場合は複数職員によるチェックを行う体制づくりについても今後検討していただきたい。

準公金は、市政運営に関しての必要性から本市の公金に準じて取り扱っているものですが、公金とは違い、財務・経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることがなく、事故等が発生するリスクが高くなっています。準公金の取扱いに係る事故が起こった場合、形式的には市とは別の任意団体における事故ではありますが、市民目線で見ると市内部で起こったものと同様に受け取られることとなります。

こうした危機管理は多面的に取り組む必要があり、一つは取扱要綱のようにチェックが働く仕組みや手順を定めて、抑止と早期発見を図ることです。これにより不祥事などの危機を予測し、発生の確率を低くすることは可能です。

しかし完全に抑止することは不可能で、それを可能に近づけるのは職員一人一人の自 覚ある行動です。条例・規則などを順守し、公務員としての高い倫理観を持つこと、公 平で公正な姿勢で職務を遂行する職員が「あるべき職員像」であることを、全員が共通 認識とする職場づくり・人づくりが重要となります。

今回起こったような不祥事は最も重大な問題で、市民の信用を失うことは自治体の危機です。準公金を取り扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、要綱が形骸化することのないよう、真摯に取り組まれることを切望します。

参考資料

準公金団体一覧表

所管課	準公金の名称	項目
総務課	潮来市自衛隊後援会	2
総務課	行方地区安全運転管理者協議会	2
総務課	潮来市職員互助会	3
総務課	行方地区交通安全協会潮来支部	2
総務課	潮来市交通安全母の会連合会	2
総務課	潮来市区長会	2
総務課	潮来市防犯連絡会	2
秘書政策課	潮来市地域公共交通活性化協議会	2
秘書政策課	潮来市統計調査員協議会	2
社会福祉課	日本赤十字社潮来市地区	1)
社会福祉課	潮来市民生委員児童委員協議会	2
社会福祉課	潮来市民生委員児童委員協議会(旅行積立)	3
子育て支援課	婚活イベント参加費	3
高齢福祉課	潮来市高齢者クラブ連合会	2
高齢福祉課	潮来市悠々塾	2
環境課	潮来市家庭排水浄化推進協議会	2
環境課	鹿行家庭排水浄化推進協議会	2
環境課	霞ヶ浦問題協議会北浦流域ブロック	1)
産業観光課	潮来市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	2
産業観光課	潮来市担い手育成総合支援協議会	3
産業観光課	潮来市認定農業者連絡協議会	2
産業観光課	潮来市緑化推進協議会	3
産業観光課	潮来アグリネットワーク	2
産業観光課	潮来市家畜衛生指導協会	2
産業観光課	潮来市農業再生協議会	2
産業観光課	水郷潮来あやめ祭り大会	2
産業観光課	潮来節おどりの響演大会実行委員会	2
産業観光課	水郷潮来花火大会	2
産業観光課	水郷潮来花火大会(基金)	2
産業観光課	水郷潮来観光ボランティアガイド連絡協議会	2
産業観光課	潮来市国際交流協会	2

産業観光課	潮来市歴史文化推進協議会	2
産業観光課	菊の会連合会	2
産業観光課	潮来市花菖蒲協会	2
都市建設課	東関東自動車道水戸線潮来~鉾田間建設促進期成同盟会	2
都市建設課	国道51号鹿嶋・潮来バイパス建設促進期成同盟会	2
都市建設課	水戸地区国土調査事務連絡会	1
上下水道課	霞ヶ浦水郷流域下水道整備推進協議会	2
生涯学習課	潮来市青少年相談員連絡協議会	2
生涯学習課	青少年育成潮来市民会議	2
生涯学習課	潮来市子供会育成連合会	2
生涯学習課	潮来市文化協会	2
生涯学習課	潮来市体育協会	2
生涯学習課	潮来市スポーツ少年団	2
農業委員会	農業委員会 旅行積立	3
議会事務局	潮来市議会議員会	3
議会事務局	潮来市議会ボート部	3
延方幼稚園	諸会費	3
延方幼稚園	PTA 会費	3
うしぼり幼稚園	諸会費	3
潮来保育所	父母会費	3
潮来保育所	教材費	3
潮来保育所	スナップ代	3
潮来保育所	主食代	3
潮来保育所	職員給食代	3

- ※ ①市が構成員となっている公共的団体の現金等
 - ②市に事務局が設置されている協議会、協会、実行委員会等の現金等
 - ③その他の資金